

財形住宅預金

<商品説明書>

(令和2年8月31日現在)

1. 商品名	・財形住宅預金												
2. 販売対象	・年齢55歳未満の勤労者（預入は55歳以降も可）												
3. 預入期間	・5年以上（年1回以上一定の時期に預入）												
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	・事業主又は事務代行団体を通じて預入 ・1,000円以上 ・1,000円単位												
5. 払戻方法	・この預金の元利金全部の支払は、持家としての住宅を取得するための対価に充てるときにお支払います。 ・この預金の一部を、持家としての住宅を取得するための頭金に充てるときは、残高の90%を限度として1回に限り支払います。この場合、一部払出し後2年以内かつ住宅取得日から1年以内に、残額の払出しをするものとします。 ・払出しをする場合には、所定の書類の提出が必要となります。												
6. 利息 （1）適用金利 （2）利払頻度 （3）計算方法	・預入日現在における当行所定の利率を用いて、1年複利の方法で計算します。 ・預入元本の払戻の都度支払います。 ・付利単位を1円として預入期間に応じた期日指定定期預金の計算方法を適用します。												
7. 税金	・租税特別措置法第4条の2第1項「勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税」が摘要され非課税。（ただし、要件外支払い・中途解約の場合は課税となります。）												
8. 手数料	—												
9. 付加できる特約事項	—												
10. 中途解約時	・住宅の取得、増改築以外の中途払出し不可（解約扱いとなります） ・当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日現在の普通預金利率を下回らないものとします。）によって計算し、この預金とともに支払います。 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">イ. 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>ロ. 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>ハ. 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>ニ. 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>ホ. 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>ヘ. 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table>	イ. 6か月未満	解約日における普通預金の利率	ロ. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	ハ. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	ニ. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	ホ. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	ヘ. 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
イ. 6か月未満	解約日における普通預金の利率												
ロ. 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%												
ハ. 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%												
ニ. 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%												
ホ. 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%												
ヘ. 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%												
11. 当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772												
12. その他参考となる事項	・預金保険の対象商品です。 ・この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。 ・要件外払出し等の場合、支払済みの利息についても過去5年間にわたり溯って追徴課税される事があります。 ・金利については窓口でお問い合わせください。												